

平成24年11月15日

松山市公営企業管理者

平岡公明

松山市公営企業局災害時等支援協力員制度実施要綱をここに公布する。

記

松山市公営企業局災害時等支援協力員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松山市内で大規模な地震、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、松山市公営企業局（以下「局」という。）が実施する応急活動を迅速かつ効率的に行うため、松山市公営企業局災害時等支援協力員（以下「支援協力員」という。）の活動、登録等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 支援協力員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 参集途中における水道施設等に関する被害状況等の情報収集及び報告
- (2) 局が行う応急給水活動及び応急復旧活動の補助
- (3) 災害復旧方法等に関する助言
- (4) その他局が要請した活動

2 支援協力員は、局の指示の下に活動する。

(参集)

第3条 支援協力員は、局からの要請に従いその指定する場所に参集するものとする。

(登録資格)

第4条 支援協力員として登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 局に勤務していた経験を有する者（現に再任用職員、非常勤職員及び臨時職員として任用されている者を除く。）
- (2) 第2条各号に定める活動に従事することができる者

(登録の申請)

第5条 支援協力員として登録を希望する者は、松山市公営企業局災害時等支援協力員登録申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）を松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、登録の申請を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定による申込書の提出を受けたときは、申請内容を審査し適切と認める場合には、当該申請を行ったものに対し、松山市公営企業局災害時等支援協力員登録証（以下「登録証」という。）（様式第2号）を発行し、この者を支援協力員として登録する。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、登録の日から2年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

2 管理者は、支援協力員に対し、有効期限の満了する日までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

(登録の更新)

第7条 有効期限の更新を希望する支援協力員は、有効期限の満了する日までに松山市公営企業局災害時等支援協力員登録更新同意届（以下「更新同意届」という。）（様式第3号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定による更新同意届の提出を受けたときは、当該申請を行った支援協力員の登録の有効期限を3年間延長し、有効期限を更新した登録証を発行する。

(登録事項の変更)

第8条 支援協力員は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに松山市公営企業局災害時等支援協力員登録変更届（以下「変更届」という。）（様式第4号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定による変更届の提出を受けたときは、当該支援協力員の登録内容を変更するものとする。

(登録の辞退)

第9条 支援協力員は、登録を辞退しようとするときは、松山市公営企業局災害時等支援協力員登録辞退届（以下「辞退届」という。）（様式第5号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定による辞退届の提出を受けたときは、当該支援協力員の登録内

容を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第10条 管理者は、支援協力員が局職員の指揮命令に服さない等の不適格行為があると認めるときは、当該支援協力員の登録を取り消すことができる。

2 管理者は、前項の規定により登録を取り消した場合は、当該支援協力員に登録の取消しを通知する。

(登録証の返納)

第11条 支援協力員は、第6条第1項に規定する有効期限が満了したとき、第9条第1項に規定する登録を辞退するとき又は前条第2項の規定により登録の取消しの通知を受けたときは、速やかに登録証を管理者に返納しなければならない。

(報酬)

第12条 支援協力員の活動に対する報酬は、無償とする。

2 参集その他に要する費用については、支援協力員の負担とする。

(保険の加入)

第13条 局は、支援協力員の支援活動中の事故等に備え、支援協力員を被保険者とし、傷害保険に加入する。

(庶務)

第14条 支援協力員制度に関する庶務は、松山市公営企業局水道管路管理センターで処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。